

## 暴力団等排除に関する基本協定特約条項

## (基本的事項)

第1条 乙は、暴力団等排除の重要性について十分な認識を持ち、管理業務等の実施に当たっては、小平市暴力団排除条例（平成24年条例第19号。以下「条例」という。）、小平市公の施設の指定管理者の指定等に関する暴力団等排除措置要綱（平成28年9月6日制定。以下「要綱」という。）その他の関係規程の内容を理解、遵守し、必要な措置を講ずるものとする。

## (暴力団等排除措置について)

第2条 甲は、乙が要綱第4条各号に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する場合において、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条に基づく意見陳述など必要な手続を経た上で、指定管理者の指定の取消しが適当であると認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づく指定管理者の指定の取消し（以下「指定取消し」という。）を行うものとする。

2 甲は、前項の場合において、指定取消しを行わないときは、必要に応じ、地方自治法第244条の2第11項の規定による期間を定めた管理業務の全部若しくは一部の停止の命令（以下「業務停止」という。）を行うものとする。

3 甲は、前項の場合において、業務停止を行わないときは、要綱第4条の規定による警視庁の意見及び要綱の趣旨に照らし、その程度に応じ、次に掲げる措置を行うものとする。

(1) 暴力団等排除措置に関する勧告書（要綱別記様式第2号）による勧告

(2) 口頭又は文書による注意喚起

4 甲は、前項第1号に掲げる措置（以下「勧告措置」という。）を行った場合において、乙が相当の期間を経過してもなお是正の措置を講じていないと認めるとき又は勧告措置を受けた日の翌日から起算して1年以内に再度勧告措置に該当する事由があったときは、乙に対して、指定取消し又は業務停止（以下「指定取消し等」という。）を行うものとする。

5 甲は、第3項第2号に掲げる措置（以下「注意喚起」という。）を行った場合において、乙が注意喚起を受けた日の翌日から起算して1年以内に再度注意喚起に該当する事由があったときは、乙に対して、指定取消し等又は勧告措置を行うものとする。

6 乙が指定取消し等を受けた場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。

7 乙は、措置要件に該当するものを、下請負人等（管理業務等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、物品の購入その他の契約の相手方及び業務委託の受託者（順次にされる委任又は請負、物品の購入その他の契約及び業務委託における下請負人、契約の相手方及び受託者を含む。）をいう。以下同じ。）の相手方としてはならない。

また、指定期間中に下請負人等が、措置要件に該当することが判明したときは、甲は乙に対し、下請負人等との契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。

8 前項の規定により下請負人等との契約の解除その他必要な措置を講ずることを甲が求めたにもかかわらず、乙が正当な理由なくこれを拒否した場合には、指定取消しを行うものとする。

- 9 前項の規定において指定取消しを行わないときは、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 10 前各項に定めるもののほか、指定取消し等に伴う措置等については、基本協定の関係規定を準用するものとする。
- 11 乙は、乙が措置要件に該当すると思料される情報を甲又は警視庁が入手した場合は、甲が乙に関する情報を警視庁に提供し、又は甲が警視庁から情報提供を受けることについて同意するものとする。

(不当介入等に関する報告・届出)

- 第3条 乙は、暴力団等による管理業務等の妨害行為、不当要求その他の介入行為（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに甲への報告及び警察へ届出を行わなければならない。
- 2 乙は、下請負人等が不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに乙への報告及び警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに甲への報告を行わなければならない。
- 4 前各項の報告又は届出を正当な理由なく怠った場合には、指定取消しを行うものとする。
- 5 前項の規定において指定取消しを行わないときは、第2条第2項及び第3項の規定を準用する。

(共同企業体への準用)

- 第4条 前2条の規定は、乙又は下請負人等が共同企業体（複数の団体が同一の目的をもって形成する事業組織体をいう。）である場合において、当該共同企業体を構成する団体について準用する。

(要綱の変更等)

- 第5条 条例の改正があつた場合又は甲が要綱を変更した場合、変更後の条例又は要綱に係る本協議書の内容を、変更後の条例又は要綱の内容に読み替えるものとする。この場合、甲は乙に対し、変更後の条例又は要綱の写しを提出するものとする。